

廃棄物処理法に基づく基本方針の変更について

廃棄物処理法に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」については、平成 23 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定める必要であることにかんがみ、また、中央環境審議会の意見具申「廃棄物処理制度の見直しの方向性」（平成 22 年 1 月 25 日）等を踏まえ、昨年 12 月に所要の変更を行った。

[変更のポイント]

(1) 基本的な方向

世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応も急務。不法投棄を初めとする不適正処理等の問題は未解決。今日的な状況変化に対応し、循環型社会への転換をさらに進めていく必要がある。その際、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進める。

(2) 適正処理に関する目標

廃棄物の減量化等の目標量については、第 2 次循環基本計画に掲げられた目標と整合をとった。

	変更後(平成 27 年度目標値)	変更前(平成 22 年度目標値)
排出量	【一般廃棄物】平成 19 年度比約 5 %削減 (平成 9 年度比約 9 %削減) 【産業廃棄物】平成 19 年度に対し増加を約 1 %に抑制 (平成 9 年度に対し増加を約 3 %に抑制)	【一般廃棄物】平成 9 年度比約 5 %削減 【産業廃棄物】平成 9 年度に対し増加を約 12%に抑制
再生利用率	【一般廃棄物】約 25%に増加 【産業廃棄物】約 53%に増加	【一般廃棄物】約 24%に増加 【産業廃棄物】約 47%に増加
最終処分量	【一般廃棄物】平成 19 年度比約 22%削減 (平成 9 年度比約 59%削減) 【産業廃棄物】平成 19 年度比約 12%削減 (平成 9 年度比約 73%削減)	【一般廃棄物】平成 9 年度比おおむね半分に削減 【産業廃棄物】平成 9 年度比おおむね半分に削減

(3) 施策を推進するための基本的事項

- ・循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するため、国はコベネフィット型技術の研究開発や、リユース・リサイクル・熱回収の推進等を進める
- ・廃棄物系バイオマスについて、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進
- ・法を遵守しない悪質な事業者に対し、地方公共団体は、不適正処理等の違反行為を把握した場合には、迅速かつ厳正に行政処分を行うべき
- ・優良な処理業者の育成のため、国は、能力・実績に関する基準を設定するとともに、基準に適合する処理業者の情報をインターネットにより提供する等の取組を推進

(4) 廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項

①一般廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備

- ・効率的な廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備を進める
- ・焼却処理に当たっては、ごみ発電等の熱回収に積極的に取り組む
- ・下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施

②産業廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備

- ・焼却施設の整備に当たっては、熱回収が可能な施設の整備を優先する
- ・微量PCB汚染廃棄物や石綿含有廃棄物について、無害化処理認定制度の活用等により処理体制の整備を積極的に進める

(5) その他

レアメタル回収技術に関する研究、廃棄物系バイオマスの利活用推進のための研究、廃棄物熱回収の高効率化技術の開発を推進することが必要